

事 件 番 号	石労委令和5年（不）第3号		
申立年月日	令和5年11月24日	第7条該当号	第2・3号
(申立人) X組合		(被申立人) Y会社	
担 当 委 員	審査委員 松 田 参与委員（労）窪 田、（使）石 野		
処 理 経 過	調査 4回、審問 1回		

1 事件の内容

(1) 申立人の主張の概要

被申立人は2023春闘での賃上げに係る団体交渉に際し、財務諸表等の資料を開示しないまま、申立人の求める給与の条件を満たせない旨の回答に終始した。また、申立人分会のある金沢近郊の他の自動車学校と同額妥結をするという労使慣行を無視している。

被申立人は組合に対し、日曜教習実施の取り扱いについて協議することなく、「週40時間労働制に関する協定」の一方的な解約を通知し、日曜教習を実施した。

被申立人は2023春闘が解決していないことを理由として再雇用条件改善に対する申立人との交渉を延期している。

以上の被申立人の行為は労働組合法第7条第2号及び第3号に該当する。

[請求する救済内容]

- ① 春闘の誠実団交応諾と労使慣行遵守
- ② 労働協約の一方的な解約及び日曜教習実施の撤回
- ③ 再雇用条件改善の誠実団交応諾
- ④ 陳謝文の交付等

(2) 被申立人の主張の概要

申立人分会のある金沢近郊の他の自動車学校との同額妥結が労使慣行であるとの根拠はない。

「週40時間労働制に関する協定」の解約については、労働組合法第15条第3項、同第4項により認められており、違法なものではない。

再雇用条件に関しては、先に賃金の妥結を目指したものであり、申立人も了解しており、団体交渉において申立人から提案されてこなかった。

以上のことから、被申立人の行為は、いずれも不当労働行為に当たらない。

2 処理経過

調査4回、審問1回を経た後、令和6年12月20日付けで取下書が提出され終結した。